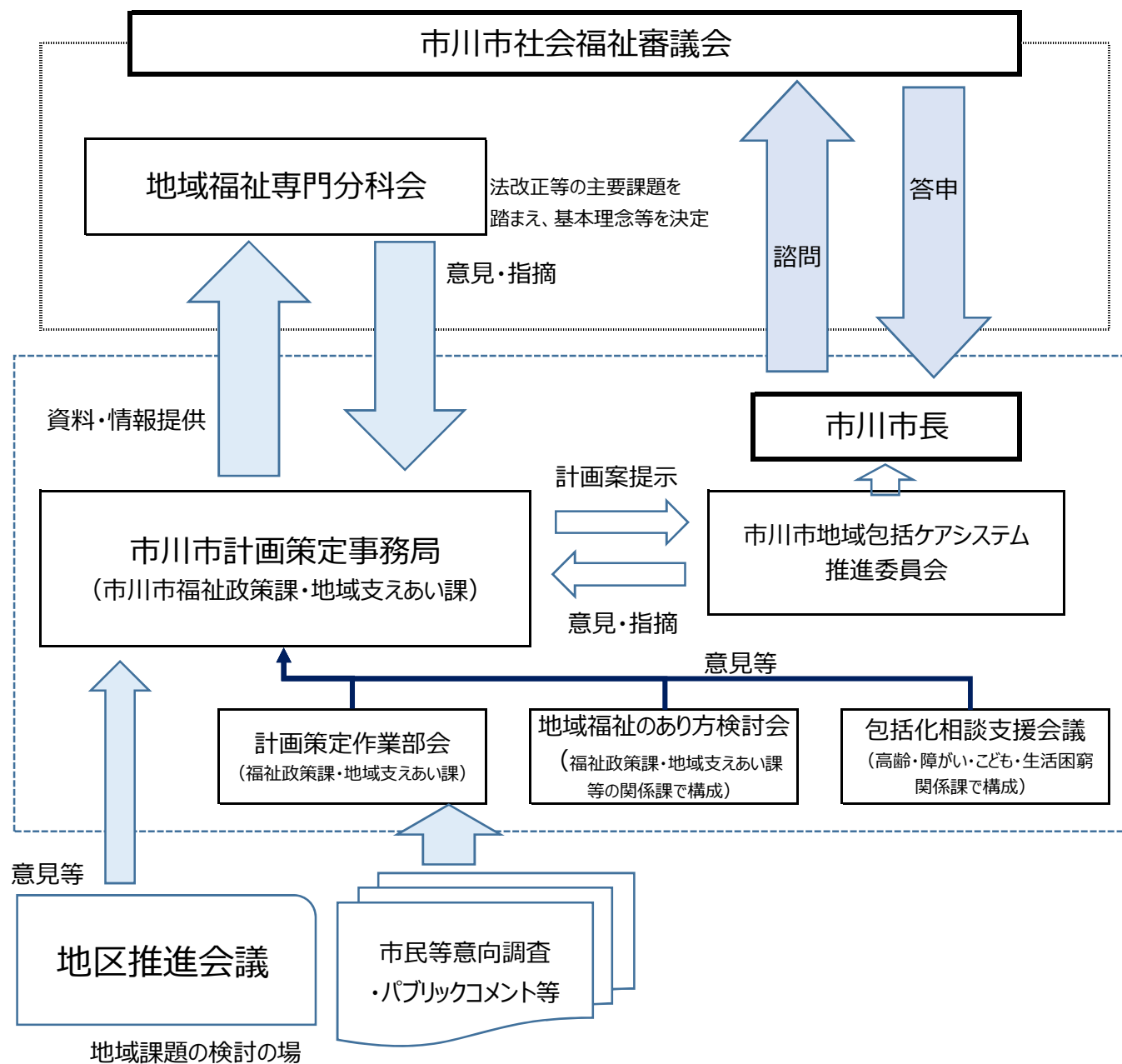


令和4年度 第1回地域福祉専門分科会の会議報告について

1 第5期地域福祉計画（R6-11）策定に係る本市の体制について

計画策定の体制

本市では国が示す「市町村福祉計画の策定ガイドライン」を踏まえ、下図の体制で検討を進めていく。



2 第5期地域福祉計画策定の基本的考え方

(1) 第5期計画の基本的考え方について

第3期計画策定に当たって地域福祉専門分科会において調査審議し、決定された事項は以下のとおり。

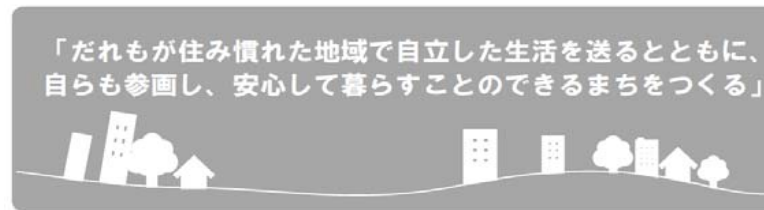
- ① 地域福祉を推進する担い手の役割を自助、共助、公助と区分してより明確にした。
- ② 地域福祉の目指すもの（行動指針）は住民がつくる身近な福祉コミュニティであると明記した。
- ③ 事業を進行管理事業と関連事業に区分けした。
- ④ 地域福祉計画の基本理念の実現に向けた基本目標の見直しをした。
- ⑤ 行政施策と地区別計画の関連性の明確化を図った。

今回、第5期地域福祉計画を策定するに当たり、上記のうち、

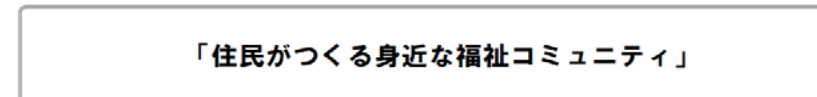
- ② 行動指針：住民がつくる身近な福祉コミュニティ
 - ④ 地域福祉計画の基本理念、基本目標
- の見直しの必要性があるか、検討していく。

具体的には、地域共生社会の理念、新型コロナウイルス感染症の影響、市川市民の意識の変化等を踏まえ、今後の6年間における本市地域福祉の基本理念、行動指針等を改める必要があるか検討していくもの。

【基本理念】



【行動指針】



(2) 今後のスケジュール（案）

年	月	スケジュール
令和4年	5月20日	第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
	8月20日～9月4日	市民等アンケート調査
	8月22日	第1回社会福祉審議会（分科会報告、アンケート報告）
	9月～10月	福祉関係者アンケート調査
	10月17日	第2回社会福祉審議会（令和3年度進行管理事業報告）
	12月下旬	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （アンケート調査中間報告、計画の基本的な考え方のまとめ）
令和5年	3月下旬	第3回社会福祉審議会（アンケート最終報告、計画方向性報告）